

ADOBE AUDITION LOOPOLOGY コンテンツの使用許諾契約

重要 – よくお読みください。

ユーザの皆様へのご注意:本契約書をよくお読みください。Adobe Audition Loopology コンテンツ(以下「本オーディオコンテンツ」といいます)の全部または一部を使用した場合、特に以下の制限を含む本契約上のすべての条件を受諾したものと見なされます。(a)第2条で規定する使用。(b)第4.2条で規定する譲渡、第5条で規定する無保証、第6条で規定する責任。ユーザは、自ら署名した他の契約書と同様、本契約は執行可能であることを了承します。同意されない場合は、本オーディオコンテンツの使用をご遠慮ください。本契約書を確認する機会を得ずに本オーディオコンテンツをCDなど有形の媒体として取得した後、本契約に同意されない場合、(A)本オーディオコンテンツを未使用のまま、(B)購入後30日以内に領収書を添えて本オーディオコンテンツを購入店にお持ちいただければ、購入代金の全額をお返しいたします。

本オーディオコンテンツに関する知的財産権は Adobe とサプライヤが所有しています。Adobe は、この契約書の条項に従う限りにおいて、本オーディオコンテンツの使用をユーザに許可します。

1 定義

「Adobe」とは、本契約書の8(a)条が適用される場合は、合衆国デラウェア州法人Adobe Systems Incorporated (345 Park Avenue, San Jose, California 95110)を指し、その他の場合は、アイルランドの法律に準拠して設立されたAdobe Systems Software Ireland Limited(Unit 3100, Lake Drive, City West Campus, Saggert D24, Republic of Ireland)並びにその関連会社およびAdobe Systems Incorporatedのライセンサーを指すものとします。

「本オーディオコンテンツ」とは、単独または Adobe ソフトウェア製品とともに有形のメディアとして提供される、または <http://www.adobe.com> からダウンロードまたはストリーミングにより取得できる、ループ、ベッド、音響効果、音声などのすべてのオーディオファイルをいいます。

「本ソフトウェアの(を)使用(する、した)」とは、アクセス、インストール、ダウンロード、コピーなどの操作を行い、その他本オーディオコンテンツの機能を利用することを指します。

2. ライセンスの許諾。本オーディオコンテンツは Adobe とサプライヤの所有物であり、アメリカ合衆国著作権法および国際条約の条項により保護されています。オーディオライセンス使用許諾契約(この「本契約」)のすべての条項をユーザが遵守する場合に限り、Adobe はユーザに対して本オーディオコンテンツを使用する非排他的なライセンスを許可します。本オーディオコンテンツの使用に関するユーザの権利と義務は以下のとおりです。

2.1 オーディオコンテンツ。本オーディオコンテンツの1つのコピーを1台のコンピュータにインストールして使用できます。本オーディオコンテンツをインストールしたコンピュータの主たるユーザは、自宅のコンピュータまたはポータブルコンピュータで本人だけが使用する目的で第2のコピーを作成することができます。

2.2 ストレージ/ネットワークでの使用。内部ネットワークを介して本オーディオコンテンツをユーザの他のコンピュータでインストールまたは実行する目的においてのみ、ネットワークサーバなどのストレージデバイスに本オーディオコンテンツのコピーを保存またはインストールすることができます。本契約では、「内部ネットワーク」とは、サーバに接続したコンピュータで、サーバと同じ物理的場所に設置されたコンピュータをいいます。VPN またはその他の類似したアクセスは内部ネットワークとは見なされません。

2.3 ミキシング。本オーディオコンテンツに部分的または全体的に基づく派生的作品またはユーザ自身のオリジナルの楽曲を作成するために、本オーディオコンテンツをミキシングすることができます。ただし、アメリカ合衆国著作権法で認められている場合を除き、本オーディオコンテンツまたはその一部をループとして再販または再配布することはできません。

2.4 派生的作品の使用。本オーディオコンテンツの一部としてユーザにライセンスされた個別のコンポーネントに対してユーザの顧客が直接アクセスできない場合に限り、本オーディオコンテンツに部分的または全体的に基づく派生的作品を再生、販売、放送または配布することができます(例えば、ユーザが楽曲を作成するためにループをミキシングし、これを販売または商業的に使用することはできますが、個別または連続した音楽ループ自体を再配布したり、ユーザの顧客やその他の人にループ自体への直接的なアクセスを許可したりすることはできません)。

2.5 MP3 または mp3PRO コンテンツの配布。本オーディオコンテンツの提供により、営利目的の放送システム（地上波、衛星波、ケーブルおよび/またはその他の配布チャンネル）、ストリーミングアプリケーション（インターネット、イントラネットおよび/またはその他のネットワークを介するもの）、その他のコンテンツ配布システム（ペイオーディオまたはオーディオオンデマンド アプリケーションなど）または物理的なメディア（CD、DVD、セミコンダクターチップ、ハードドライブ、メモリカードなど）において、MP3 または mp3PRO でコード化したデータを配布するライセンスが認められたり、そうした権利が与えられたりするわけではありません。こうした使用には独立したライセンスが必要です。詳細は、<http://mp3licensing.com> を参照してください。

2.6 使用の制限。本ライセンスで認められた場合を除いて本オーディオコンテンツのコピーを使用、コピー、修正、または譲渡すること、本オーディオコンテンツから所有権の通知または表示を削除すること、本契約で説明する派生的作品の分割不能な一部である場合を除いて本オーディオコンテンツを再配布、販売、複製またはレンタルすること、および本オーディオコンテンツまたはそのコピーを他の人物または法的実体にレンタル、リース、サブライセンスまたは譲渡することはできません。ユーザ自身の楽曲の一部とする場合を除き、修正、改変、変換、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしたり、本オーディオコンテンツに基づいた派生的作品を作成したりすることはできません。本オーディオコンテンツまたはその派生的作品について、いかなる商標権も主張できません。

2.7 終了。他の権利に影響を与えることなく、ユーザが本ライセンスの条項に準拠しない場合は、本ライセンスは終了します。また、Adobe は、ユーザによる本オーディオコンテンツの継続使用の禁止を通知することにより、本ライセンスを終了することができます。理由に関わらず本ライセンスが終了した場合は、本オーディオコンテンツの使用を直ちに中止し、本オーディオコンテンツのすべてのコピーとそのコンポーネントのすべてを破棄しなければなりません。

3. 知的財産の所有権と著作権保護。本オーディオコンテンツ、およびユーザが許諾に基づいて作成したすべてのコピーについては、Adobe Systems Incorporatedおよびそのサプライヤが所有権および知的財産権を有しています。本オーディオコンテンツの構造、編成、およびコードは、Adobe Systems Incorporatedおよびそのサプライヤが保有する重要な営業秘密でありかつ秘密情報です。本オーディオコンテンツは、米国およびその他の国の著作権法や国際条約の条項などの法律によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によって本ソフトウェアに関して何らの知的財産権が付与されるものではなく、また明示的でない形で付与されたすべての権利はAdobeおよびサプライヤが留保します。

4. 制限

4.1 通知。第2条に規定されている場合を除き、本ソフトウェアをコピーすることはできません。ユーザが作成する本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェア内または本ソフトウェア上に表示されたものと同じ著作権およびその他の所有権通知を含めなければなりません。

4.2 譲渡。本契約に明示的に許容されている場合を除き、本ソフトウェアの権利をレンタル、リース、サブライセンス、割当、譲渡したり、または本ソフトウェアの一部または全部を他のユーザのコンピュータにコピーすることを許諾したりすることはできません。ただし、以下の条件が満たされている場合、本ソフトウェアを使用する権利のすべてを個人または法人に譲渡することができます。(a) (i) 本契約、(ii) 本ソフトウェア、および本ソフトウェアに同梱または内蔵されている他のソフトウェアまたはハードウェア（すべてのコピー、アップデート、および旧バージョン、ならびに他の形式に変換されたフォントソフトウェアのすべてのコピーを含むものとします）をすべて当該個人または法人に譲渡すること。(b) 一切のコピー（バックアップおよびコンピュータに格納されたコピーを含むものとします）を保持しないこと。(c) 本契約の条件、およびユーザが本ソフトウェアのライセンスを適法に購入する際に服した他のすべての条件を譲受人が受諾したこと。上記にかかわらず、本ソフトウェアの教育用コピー、プレリリースコピー、または非売品コピーを譲渡することはできません。

5. 無保証。本オーディオコンテンツは「現状のまま」で提供され、Adobeはその使用または性能に関して何らの保証もいたしません。Adobeおよびそのサプライヤは、第三者の権利を侵害していないこと、本オーディオコンテンツが商品性、完全性もしくは十分な品質を有することまたは特定の目的に適合することにつき、制定法、普通法、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づくことを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず何らの保証または表明をなすものでなく、また条件を付すものではありません。ただし、ユーザの所在地の法律上排除または制限しえない国の保証または表明については、この限りではありません。本条と第6条の規定は、いかなる理由においても本契約の満了後も効力を発しますが、本契約の満了後における本オーディオコンテンツの使用を継続する権利を示唆する、または与えるものではありません。

6. 責任の制限。Adobeまたはそのサプライヤは、いかなる場合においても、損害、費用、派生損害、間接損害、付随的損害、特別損害、または利益の喪失につき、ユーザに対して賠償する責を負わず、懲罰的損害賠償も行わないものとします。当該損害の発生の可能性につきAdobeが認識していた場合においても同様とします。上記の制限および排除は、ユーザの所在地の法律上認められる限度で適用されるものとします。本契約に起因または関連してAdobeまたはそのサプライヤが負う責任の総額は、契約責任に基づくものであると不法行為に基づくものであるとを問わず（いずれの場合も過失責任を含むものとします）本オーディオコンテンツについてユーザが支払った金額を上限とします。ただし、Adobeの過失または不法行為（詐

欺)により生じた死亡または傷害の損害につき、Adobeが負う責任は、本契約のいかなる規定によっても制限されません。Adobeがサプライヤに代わって行為するのは、本契約に定められた義務、保証、責任の排除または制限を目的とする場合に限られます。他の状況または目的でサプライヤのために行うことはありません。詳細については、本契約書の末尾に国別の記載がある場合は該当部分をご覧くださいか、Adobeのカスタマサポート部門までお問い合わせください。

7. 輸出規制。本オーディオコンテンツを他国に輸出もしくは譲渡すること、または合衆国輸出管理規則もしくは他の輸出関連法規（以下総称して「輸出法」といいます）で禁じられた方法により使用することはできません。さらに、本オーディオコンテンツが輸出法で輸出統制品目に指定されている場合、ユーザには、イラン、イラク、シリア、スーダン、リビア、キューバ、北朝鮮、セルビアなど、合衆国政府が輸出を禁止している国の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないこと、また、ユーザが本オーディオコンテンツを受領することを輸出法で禁止されていないことを表明および保証していただきます。本オーディオコンテンツを使用する一切の権利は、本契約の条件に違反するとただちに失われます。

8. 準拠法。本契約の準拠法は、本オーディオコンテンツのライセンスを取得した場所により以下のとおり決定されるものとします。(a) 合衆国、カナダ、またはメキシコで取得した場合はカリフォルニア州の実体法。(b) 表意文字（例：漢字）または構造上表意文字を基礎としもしくはこれに類似する文字（例：ハングル、かな）が公用語の筆記に使用されている日本、中国、韓国、または東南アジアの他の国で取得した場合は日本の実体法。(c) 上記以外の法域で取得した場合はアイルランドの実体法。カリフォルニア州法が適用される場合はカリフォルニア州サンタクララ郡の各裁判所、日本法が適用される場合は日本の東京地方裁判所、アイルランド法が適用される場合はアイルランドの管轄裁判所が、本契約に関連する紛争につき非専属的な裁判管轄権を有します。いかなる法域の抵触法の原則も「国際物品売買契約に関する国連条約」も本契約には適用されず、これらの適用は明示的に排除されます。

9. 一般条項。本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って強制力を維持します。本契約は、顧客として取引する当事者の法的権利を損なうものではありません。例えば、ニュージーランドにおいて本オーディオコンテンツを個人または家庭で使用するために（業務目的でなく）取得したユーザについては、このライセンスは消費者保証法の対象となります。本契約は、権限を有するAdobeの役員が署名した文書による場合のみ変更できます。本契約を解釈する際は、本契約の英語版を使用します。アップデートは、追加のまたは異なる条項とともにAdobeによってライセンスされる可能性があります。本契約書を解釈するにあたっては、本契約の英語版を使用します。本契約はAdobeおよびユーザの本オーディオコンテンツに関する完全な合意であり、本オーディオコンテンツに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、通知のすべてに優先します。

10. エンドユーザとしての合衆国政府に対する通知。本オーディオコンテンツ製品およびマニュアルは、48C.F.R. § 2.10に定義された「商用品目 (Commercial Items)」であり、48C.F.R. § 12.212または48C.F.R. § 227.7202にいう「商用コンピュータオーディオコンテンツ (Commercial Computer Audio Content)」および「商用コンピュータオーディオコンテンツマニュアル (Commercial Computer Audio Content Documentation)」からなるものです。48C.F.R. § 12.212または48C.F.R. § 227.7202-1ないし227.7202-4に従い、商用コンピュータオーディオコンテンツおよび商用コンピュータオーディオコンテンツマニュアルは、合衆国政府がエンドユーザである場合、商用品目としてのみ使用許諾され、かつ、本契約の条件に基づき他のすべてのユーザに対して与えられたと同等の権利のみ合衆国政府に対して与えられます。未公開物に関する権利は、合衆国著作権法により留保されています。Adobe Systems Incorporated, 345 Park Avenue, San Jose, CA 95110-2704, USA.

Adobe技術の合衆国政府のライセンス。合衆国政府または受注契約者による取得のために本Adobeオーディオコンテンツをライセンスするときは、48C.F.R. § 12.212(民間機関)および48C.F.R. § 227-7202-1と227-7202-4(国防総庁)の規定に従ってライセンスすることに同意するものとします。Adobeは、エンドユーザである合衆国政府のため、すべての機会均等法（執行命令11246の規定、1974年Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act (38USC4212) 402条および1973年Rehabilitation Act 503条、ならびに41 CFR Parts 60-1ないし60-60, 60-250および60-741の規制を含みます。）を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の法令に定められた規制は、本契約の一部を構成するものとします。

11. ライセンスの遵守。企業であるユーザがAdobeまたはAdobeが授権した代理人から要求された場合、当該時点においてすべての本オーディオコンテンツがAdobeから与えられた有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内に文書により証明することに同意します。

12. 固有の例外。

12.1 ドイツまたはオーストリアに居住するユーザに適用される限定的保証。ドイツまたはオーストリアで本オーディオコンテンツを取得し、これらの国に通常居住している場合、第5条は適用されません。Adobeでは、推奨されたハードウェア構成で使用された場合に、本オーディオコンテンツがマニュアルに記載された機能(以下「同意した機能」といいます)を提供することを、本オーディオコンテンツを受領された後、限定的な保証期間にわたって保証します。本項では、「限定的な保証期間」とは、業務ユーザの場合は1年、業務ユーザでない場合は2年を指します。同意した機能が提供されない場合でも、それが重要な差異でない限り、ユーザの保証に関する権利は発生しません。この限定保証は、アップデート、プレリリース、試用版、製品サンプル、非再販(NFR)などの無償で提供されたオーディオコンテンツには適用されません。また、ユーザが本オーディオコンテンツに加えた変更による不具合についても同様です。保証を請求する場合、限定された保証期間内に領収書の写しを添えて本オーディオコンテンツを購入店に返送してください。本オーディオコンテンツの機能が同意した機能と大きく異なる場合、AdobeはAdobe自身の判断により、再履行によって本オーディオコンテンツを修理または交換する権利を有します。本オーディオコンテンツを修復または交換できない場合は、購入価格の減額(減額)または購入契約の取消し(取消し)が認められます。詳細については、Adobeのカスタマサポート部門までお問い合わせください。

12.2 ドイツおよびオーストリアに居住するユーザに適用される責任の制限。

12.2.1 ドイツまたはオーストリアで本オーディオコンテンツを取得し、これらの国に通常居住している場合、第6条は適用されません。第12.2.2条の条項を前提とした上で、損害に対するAdobeの法的責任は次のように制限されます。(i) 重大な契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、購入契約を結んだ時点で一般的に予測可能であった損害額を上限としてAdobeは責任を負うものとします。(ii) 重大でない契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、Adobeは責任を負いません。

12.2.2 前述の限定責任は、強制的な法的責任、特にドイツ製造物責任法に定められた責任、特定の保証を引き受けたことに対する責任、過失により発生した人身傷害に対する責任には適用されません。

12.3.3 お客様は、損害を回避または軽減するためのすべての合理的な手段を講じること、特に、本契約の条項に従って本オーディオコンテンツとお客様のコンピュータデータのバックアップコピーを作成することを要求されます。

本契約に関してご質問がある場合、または、当社からの情報提供を希望される場合は、この製品に添付されている連絡先をご確認のうえ、最寄りの当社営業所までお問い合わせください。

本使用許諾契約は、改訂された使用許諾契約が Adobe.com に掲載されるまで、すべてのダウンロードと使用に常に適用されます。その後は、すべての新しいダウンロードと使用について、改訂された使用許諾契約が適用されるものとします。

Adobe.com

Copyright 2003 Adobe Systems Incorporated.All rights reserved.

Adobe および Adobe Audition は合衆国およびその他の国における Adobe Systems Incorporated の商標または登録商標です。

AuditionLoop_Japanese_072403 4:33